

平成30年度 大隅学舎事業計画

基本方針

平成28年に児童福祉法が抜本的に改正され、子どもを権利の主体として位置づけるなど、理念の明確化を伴う大きな変革が行われている。この改正児童福祉法を受けて「新たな社会的養育のあり方に関する検討委員会（厚生労働省）」から、平成29年8月2日、「新しい社会的養育ビジョン」が示され、その実現の工程に就学前の子どもたちの施設への新規措置停止や、特別養子縁組・里親委託の極端な数値目標、施設入所期間の限定化等が突然盛り込まれた。

他方、施設で生活している子どもたちを取り巻く環境は複雑化している。被虐待経験や発達障害など、様々なニーズをもつ子どもたちに対して、日々の養育のいとなみを大切にしながら、幅広い支援メニューを提供できるような専門性を身につける姿勢が、これからの社会的養育を担っていく職員に求められている。質の高い支援を重ねていくには、研修体系や人材育成に取り組むことが不可欠である。

次に経営基盤（ガバナンス）等について、昨年度、「社会福祉法人林愛会健全化委員会」を設置し、コンプライアンス（法令順守）やリスク管理、不正防止を目的とした内部統制（内部監査を含む）強化を図った。今後とも、社会福祉法人の公益性の確保、自主的な経営基盤（ガバナンス）の強化・経営の透明性いわゆる「見えるか」を進め、信頼性の確保に努める。

なお、財務管理について、近い将来を見据えて、大規模修繕や備品・設備・車両等の更新に必要な資金の積み立てなど、本年度から予算化し財務体力の強化を図る。

本年度の学舎の児童居住形態は、あおばホーム7名、さくらホーム8名、あさひホーム11名、はやてホーム7名、ときホーム7名とつばめホーム8名を小規模グループケアの申請をし、地域小規模グループケア和らべ6名、のぞみ6名の居住形態となる。

上記を踏まえ、本園の今年度の重点的な事業として、次の3点に取り組むこととする。

<重点項目>

1 子ども支援等について

大隅学舎に入所している児童のうち長期にわたり家庭復帰が見込めない児童を対象に本体施設の支援のもと、地域社会の民間住宅の活用を図り、地域社会での家族の一員として、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で安定した愛着関係を保ち社会的自立を目指している。

今後とも、子どもたち一人ひとりに対し、安全安心かつ丁寧な養育を保障し、小規模化された施設の安定運営と支援体制の強化を推進し、きめ細かな職員配置を講じるなど、子どもの生活・教育環境・自立支援等において、入所からアフターケアに至るまでの一貫した支援体制の構築の実現を図りたい。

2 職場・職員研修について

職場研修を効果的に推進するために、年度研修計画を策定し、職員研修は、専門性の向上と組織性の開発の両面に焦点を当て、個人のレベルアップと同時に組織力（チーム力）の開発をめざす。

職員はホーム単位のため、責任性や規律性を順守するとともに、連携を促進するコミュニケーションやハウレンソウ（報告・連絡・相談）のスキルや協調性の醸成、効率的な業務遂行や業務改善・改革を促進できる分析力や総合的判断力等が求められる。また、指導的職員には、リーダーシップや部下指導能力の向上が期待される。

以上のことから、研修担当者を選任し、研修計画づくり、研修の実施や評価といった一連の研修管理を、理事長、施設長と連携をとりながら推進していく。

3 ガバナンス（組織統治）確立について

内部監査の結果により、昨年度「社会福祉法人林愛会運営健全化推進委員会」を設置したところである。

社会福祉法人における、意思決定は理事会、監事の機能で、理事会の諮問機関として評議員会があり、各々に与えられた機能・役割を全うすることが重要である。

また、業務を適性かつ効率的に遂行するために内部統制を図る。

- ① 事業活動目的の達成のため、業務の有効性、効率性を高める。
- ② 財務諸表等の財務報告の信頼性を確保する。
- ③ 事業活動にかかる法令、その他の規範の遵守を促進する。
- ④ 資産の取得、使用及び処分が適正な手続き及び承認のもと行われるよう

に資産の保全を図る。

また、法人自らが、自浄作用をはたらかせ、コンプライアンス経営を進めるため内部監査機能を継続する。

<平成30年度 事業項目>

- 1 国が示した小規模化及び家庭的養護の推進により、小規模グループケア、の検討・研究をする。
- 2 魅力ある施設づくりとして、子ども達に豊かな心（情操教育）を養うため園内の園芸活動（四季を取り入れた花いっぱい運動）を展開する。
- 3 幼児教育の一環として、幼稚園から小学校への移行の円滑化や、幼児教育に情操教育を取り入れることを目的として、修学前の3・4・5歳児を幼稚園に就園させる（3歳児・障がいを持った児童については、受け入れ可能な幼稚園があれば就園させる。）また未就園児に対しては施設内にて昼間保育を実施するとともに、小学生低学年を対象に児童クラブの取り入れを検討する。
- 4 現在の入所児童の多数を占める、知的を含めた発達障害児童や精神不安定な児童に対しての支援として、集団生活になじむことが出来るように心理士、専門の医師また、児童相談所との連携を図り、個別指導を強化し、自立に向けた支援を実施する。
- 5 施設機能強化推進事業・特別指導員・個別対応職員・家庭支援専門相談員・心理療法担当職員・基幹的職員・里親支援専門相談員・職業指導員等の加算事業について有効な処遇を実践的に展開し養育や里親支援、就職等の充実・支援に努める。
- 6 地域交流の一環として、地域の親子会及び事業所等の運動会や年間を通じて各種団体の方々を園内行事へ招待するなど交流を推進する。
- 7 全職員が、パソコンによるネットワークを活用し、報告書などの事務作業の効率化・省力化をはかり、また経費削減に努め、予算の有効的・効率的な執行に努める。
- 8 入所児童の実態や抱えている問題を把握するとともに理解や協力を深め

るために、鹿屋警察署(少年課・防犯課)との連絡会を実施する。

- 9 業務遂行の協力や専門性への理解を再認識するために、大隅児童相談所との連絡会を実施する。
- 10 職員のスキルアップ・勤労意欲の向上のため、関係団体等の研修会への出席や顧問の社会保険労務士・弁護士による研修及び施設長研修を実施する。
- 11 組織づくりとして、「人を支援する働き方」「規則の活かし方」「職員目線の職場」など魅力ある職場づくりに努める。